

税務相談室

山林所得

北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

質問

1. 山林所得とは、どのようなものをいうのでしょうか。
2. 20年前に山林を相続しその立木を最近素材業者に売却しました。植林費や育成費、管理費などの記録がありませんが、山林所得の金額をどのように計算したらよいのでしょうか。

回答

1. 集団的な立木の譲渡による所得をいう。

山林所得とは、山林を伐採して譲渡したり、伐採しないで立木のまま譲渡したことにより生じた所得をいいます。したがって、伐採しただけでまだ譲渡しない場合には所得は発生しません。

なお、ここでいう「山林」とは、一般に用材またはパルプ材等となる集団的な立木をいい、果樹、桑樹等の収穫樹や庭園などにある観賞用の植木、販売目的のため植栽される苗木などは、山林所得の基因となる「山林」には該当しません。

また、山林を取得してから5年以内に伐採して譲渡したり、立木のまま譲渡した場合の所得は、山林所得とはならず、その伐採や譲渡を業としている場合には事業所得とし、業としていない場合には雑所得として課税されます。その理由は、山林所得については、他の所得と異なり、長年の山林の育成、管理による所得が、譲渡したときに一時に課税されるといったことから、累進税率の緩和を図るための5分5乗方式（所得を5で割った金額を基として計算した税額を5倍するという方法）がとられているのに対し、保有期間が短い山林の譲渡による所得には、このような税負担の軽減を行う必要はないと考えられたことによるためです。

2. 概算経費率によって計算することができる。

山林所得の金額は、その年中の山林の伐採または譲渡による総収入金額から必要経費を差し引き、その残額から山林所得の特別控除額50万円を差し引いて計算します。

この場合の総収入金額とは、その年に伐採して譲

渡したり、立木のまま譲渡した山林（5年を超える期間持っていたものに限ります）の譲渡代金の合計額をいい、必要経費とは、その山林の植林費、取得に要した費用、育成費、管理費、伐採費、譲渡に要した費用の合計額をいいます。この必要経費の計算には、次の三つの方法があります。

(1) 原価計算による方法

(植林費、取得費、管理費、育成に要した費用)
+ (伐採費その他の譲渡に要した費用)
= 必要経費

(2) 概算経費率による方法

(山林の収入金額 - 伐採費、譲渡に要した費用)
× 概算経費率 + 伐採費、譲渡に要した費用
= 必要経費

注 この概算経費率は、平成18年以後は50%、平成17年以前は45%と定められています

この方法によることができるのは、原則として伐採または譲渡の年の15年前の12月31日以前から引き続き所有していた山林に限られます。なお、伐採または譲渡の年の15年前の12月31日後に取得した山林であっても、相続、贈与、遺贈によって取得したものであるについては、次のすべてに該当する場合には、この方法で必要経費を計算することができます。

イ 被相続人、贈与者、遺贈者が伐採または譲渡の年の15年前の12月31日以前からもっていたものであること

ロ 相続、贈与、遺贈があった際に、その山林についてみなし譲渡課税が行われていないこと

(3) 相続税評価額による方法

(その山林の昭和28年1月1日の相続税評価額)
+ (昭和28年1月1日以後に支出したその山林の育成費、管理費、伐採費、譲渡に要した費用)
= 必要経費

この方法によることができるのは、原則として昭和27年12月31日以前から引き続き所有していた山林に限られます。

なお、昭和28年1月1日以後に相続、贈与、遺贈によって取得した山林であっても、次のすべてに該当する場合には、この方法で必要経費を計算することができます。

イ 被相続人、贈与者、遺贈者が昭和27年12月31日以前からもっていたものであること

ロ 相続、贈与、遺贈があった際に、その山林についてみなし譲渡課税が行われていないこと

また、もっている山林が火災、風水害などの災害によって損失があったときは、その損失額はその損失のあった年の山林所得の金額の計算上必要経費として控除されます。

ご質問の場合、植林費や育成費、管理費などの金額が不明ですので、概算経費率(50%)による方法で必要経費を算出するとよいでしょう。